

○吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱

令和8年3月17日
訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安心安全な生活環境維持のため、スズメバチ（別表に定めるハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属するものをいう。）の活動巣（以下「巣」という。）を駆除業者に依頼し駆除したものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、吉岡町補助金等に関する規則（昭和45年吉岡村規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内においてスズメバチが営巣している建物又は土地の所有者若しくは賃借する者であって、駆除業者に委託し巣を駆除したもの（国、地方公共団体及び事業の用に供する建物又は土地は除く。）
- (2) 同一年度内において、同一の建物又は土地において本要綱による補助金を受けていないこと。

2 アパート等の集合住宅に営巣した場合は、賃借者の住居区域ごとに補助するものとする。ただし、通路等の共有場所に営巣した場合を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、駆除業者が行った巣の駆除に要した経費（駆除を行うために建物等の一部を解体する必要が生じた場合の経費及びその復旧に係る経費は除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書（建物等の取壊しを伴う駆除は、巣の駆除費用のみが分かる明細が記載してあるもの）
- (2) 巣の駆除前と駆除後の状況写真（屋内にある巣で駆除前の写真撮影が困難な場合を除く。）
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付（不交付）決定（確定）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、規則第8条の規定にかかわらず、第5条の規定により提出された交付申請書兼実績報告書により完了するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定及び確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第9条 町長は、第6条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金返還通知書(様式第4号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和3年訓令第36号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年訓令第40号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱第4条の規定は、前項に規定する施行の日以後においてなされた補助金の交付に係る申請について適用し、同日前においてなされた補助金の交付に係る申請にあつては、なお従前の例による。

別表(第1条関係)

| スズメバチ亜科 | 名称 |
|----------|--|
| スズメバチ属 | オオスズメバチ、キイロスズメバチ、コガタスズメバチ、モンズメバチ、ヒメスズメバチ、チャイロスズメバチ、ツマグロスズメバチ |
| クロスズメバチ属 | クロスズメバチ、シダクロスズメバチ、ツヤクロスズメバチ |

| | |
|------------|---|
| | チ、キオビクロスズメバチ、ヤドリズメバチ |
| ホオナガスズメバチ属 | キオビホオナガスズメバチ、シロオビホオナガスズメバチ、ニッポンホオナガスズメバチ、ヤドリホオナガスズメバチ |

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

吉岡町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付申請書兼実績報告書

次のとおり、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金の交付を受けたいので、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 駆除日 年 月 日
- 2 駆除費用 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 営巣場所
 - ・所有者氏名
 - ・所在地
- 5 添付書類
 - (1) 駆除に要した費用の領収書
 - (2) 巣の駆除前と駆除後の状況写真
 - (3) その他町長が必要と認めた書類

※ この申請書は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に提出してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付（不交付）決定（確定）通知書

年 月 日付けで申請のあった吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金の交付申請について、次のとおり決定し、確定したので、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付決定（確定）額

円

2 交付条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業は、申請書記載のとおりとする。
- (2) 事業が適切に行われることに期するため、必要があるときは、事業の執行状況の報告を求め、又は実地調査をすることがある。

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

吉岡町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付請求書

吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金交付申請額 円

2 補助金振込先口座

| 金融機関名 | 支店名 | 種別 | 口座番号 | 口座名義 (カタカナ) |
|-------|-----|----|------|----------------|
| | | | | |

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

吉岡町長

印

吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金について、吉岡町スズメバチの巣駆除費用補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還されたく通知します。

1 事業の名称

2 返還金額 円

3 返還理由

4 返還期限 年 月 日

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第6条関係)
様式第3号 (第8条関係)
様式第4号 (第10条関係)